

【 まちの将来像5 】

都市活力がみなぎる便利で快適なまち

1 施策の概要

1	施策	5-1	地域産業を基盤強化し雇用を充実する
2	対応するSDGs	      	
3	施策の方向性	<p>本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備を促進するとともに、地域ぐるみでの営農や市民、企業等の新たな担い手を育成します。</p> <p>また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。</p> <p>事業所の人材確保や、就職困難者・不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援するとともに、働き方改革を推進し、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる環境づくりと育成された人材が活躍できる活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。</p>	
4	取組	5-1-1	都市と農村の交流活動等による農林業振興
		5-1-2	商業の活性化
		5-1-3	企業活動への支援
		5-1-4	地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成
		5-1-5	雇用・就労の支援
		5-1-6	働き方改革と勤労者福祉の推進

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-1-1	集落営農組織支援事業	担当課	農とみどり推進課	
	目的	<p>営農組織設立を目指す集落に対する組織化支援や集落営農組織に対する農業用機械貸付などの支援による農機具経費の負担軽減を図ることにより、将来の担い手確保及び遊休農地の解消につなげる。</p>			方向性	
	内容	<p>大岩地区において、集落営農組織化に向けた検討会を実施し、設立後、集落営農組織へ農機具貸付支援を行なう。また集落営農組織の農地利用・集積の流動化を目的として新たな人・農地プランを作成する。</p>			R2	拡充
2	事業名	5-1-1	新規農業者養成事業	担当課	農とみどり推進課	
	目的	<p>農業の担い手の高齢化や若者の農業離れ等により担い手が不足し、将来、農地の遊休化が進むと考えられ、今後、持続的な農業の推進には都市住民等に農業に興味を持ってもらう必要があることから、大阪府等と連携し、市民を対象とした農業体験を実施し、農家への援農や新規就農に結びつける。また、一定の営農技術を取得しているものに対し、国の給付金を活用して、農業経営をサポートする。</p>			方向性	
	内容	<p>農に興味のある市民を対象に農業体験の実施し、受講者の援農等の支援を行なう。また一定の営農技術を取得し、独立・自営就業するものに対し、国の農業次世代人材投資事業を活用して、農業経営をサポートする。</p>			R2	継続
3	事業名	5-1-1	学校給食地場産作物供給事業	担当課	農とみどり推進課	
	目的	<p>直売所等を通じた学校給食への地場産作物の供給を推進することで、安定的な売り先の確保、地産地消の促進を図る。</p>			方向性	
	内容	<p>学校給食への地場産野菜等の供給、品目の増加を図る。</p>			R2	拡充
4	事業名	5-1-1	森林環境譲与税活用事業	担当課	農とみどり推進課	
	目的	<p>国から譲与される森林環境譲与税を活用し、林業者団体と連携した森林の整備及びその促進に関する施策を実施し、森林の有する公益的機能の維持増進を図る。</p>			方向性	
	内容	<p>森林環境譲与税を活用し、民有林整備施策実施者への補助や公共建築物の木造化・木質化推進、関係団体との連携による森林整備・木工体験活動等の実施や支援を行うほか、これら各用途への積み立てを行う。</p>			R2	拡充
					R3	継続
					R4	拡充
					R5	継続
					R6	拡充

2 新規・拡充事業等

5	事業名	5-1-1 新しい農業施策構築に向けた調査等	担当課	
	目的	新しい農業施策を構築・展開するため、基礎調査をもとに、地域農業者とともにモデル事業を検討・実施する。	農とみどり推進課	
	内容	基礎調査をもとに、新規就農者や準農家登録者によるグループ販売、新たな作物（ゴマ）の新規生産者の開拓及び共同販売を実施する。また地域農業者や認定農業者への準農家、就農希望者の受け入れ体制の検討を行なう。	方向性	
			R2	継続
			R3	継続
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			
6	事業名	5-1-1 農村総合整備事業	担当課	
	目的	水路や取水堰等の基盤整備を実施し、営農環境を改善することにより農作物の生産効率を高める。また、「見山の郷」に隣接している銭原川の護岸を親水護岸に整備し、地域の魅力向上を図る。	農とみどり推進課	
	内容	地域の特性に応じた農業生産基盤と親水空間等を整備するため、国庫補助金等を活用し、長谷水路の改修や銭原川の親水護岸整備を行う。	方向性	
			R2	継続
			R3	完了
			R4	
R5				
R6				
7	事業名	5-1-1 ため池防災減災事業	担当課	
	目的	近年頻発する集中豪雨や大規模地震などの自然災害に対応するため、ため池のハード・ソフト対策を推進する。	農とみどり推進課	
	内容	農業灌漑用ため池としての機能を回復し、農業経営の安定化を図るため、矢上池の堤体や取水設備を更新する。	方向性	
			R2	新規
			R3	継続
			R4	継続
R5	継続			
R6	完了			
8	事業名	5-1-1 ふれあい農園管理事業	担当課	
	目的	市において開園している市民農園の管理運営について、農の魅力発信や運営の効率化を図るため、令和4年度より指定管理者制度による運営を目指す。	農とみどり推進課	
	内容	4箇所の市民農園の運營業務（利用者募集、使用料徴収、施設管理）を実施する。また農への興味を引き出すための魅力発信ができる担い手企業と指定管理制度導入を含めた検討を進める。	方向性	
			R2	継続
			R3	継続
			R4	縮小
R5	継続			
R6	継続			
9	事業名	5-1-1 市民農園整備事業	担当課	
	目的	市保有地の農的な活用として、市民農園の整備、改修を目的とし、総持寺ふれあい農園の老朽化施設の改修を行う。	農とみどり推進課	
	内容	総持寺ふれあい農園の老朽化したコンクリート塀（万年塀）の改修を行う。	方向性	
			R2	新規
			R3	完了
			R4	
R5				
R6				
10	事業名	5-1-1 景観作物活用・栽培事業	担当課	
	目的	直売活動や都市と農村の交流活動を活発化させるため、新たな特産品（れんげ米）の栽培・販売支援を行う。また、景観作物（れんげ）を一団で栽培する取組みに対する支援を行う。	農とみどり推進課	
	内容	農業者団体へのれんげ栽培の周知や府と連携した栽培講習会を開催し、より良い栽培方法の検討・研究を行う。また試験的にれんげ米栽培を行ってもらっている農業者団体13団体、れんげ米栽培水田に隣接する田畑において、れんげを栽培し一団として景観形成を図る1団体に対して、補助金による支援を行う。	方向性	
			R2	拡充
			R3	拡充
			R4	拡充
R5	拡充			
R6	拡充			

2 新規・拡充事業等

11	事業名	5-1-2 産業振興アクションプラン推進事業	担当課	
	目的	産業振興ビジョン（平成21年度策定）の基本的な考え方を基に、総合計画を基本指針として、重点施策及びそのための取組を検討、実施し、本市産業の振興につなげる。	商工労政課	
	内容	①令和元年度の現況調査の結果を基に、令和3年度から取り組む重点施策とそのため の実行計画を検討する。 ②各事業の進捗を確認し、それを踏まえて、適宜、実行計画の見直しを行う。	方向性	
			R2	臨時拡充
			R3	継続
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			
12	事業名	5-1-2 中心市街地における商業活性化の推進	担当課	
	目的	中心市街地活性化基本計画に基づき、まちづくり会社の動きと連動して効果的に商業の活性化を図る。	商工労政課	
	内容	中心市街地活性化事業と連携した取組の検討を行う。（まちづくり会社が実施する商業活性化事業との連携、クリエイターズマーケットの入居者や、そこからの退去後に独自出店する事業者への支援策の検討など） 【まちづくり会社の事業】 令和3年度予定 クリエイターズマーケット開店 令和4年度予定 にぎわい空間整備事業による開店 令和5年度予定 店舗誘致設置事業開始	方向性	
			R2	新規
			R3	拡充
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			
13	事業名	5-1-2 災害復旧支援利子補助金	担当課	
	目的	市内の中小企業者に対し、大阪北部地震又は平成30年台風21号に起因した融資について利子補助金を交付することにより、その利子負担の軽減を図り、もって市内産業の早期復興を図る。	商工労政課	
	内容	補助金の縮小及び廃止を行う。	方向性	
			R2	縮小
			R3	縮小
			R4	縮小
R5	廃止			
R6				
14	事業名	5-1-4 インキュベーション活動の方向性及び支援	担当課	
	目的	インキュベーション活動が継続して行えるよう、彩都東部地区の都市づくりを計画的に進める。	商工労政課	
	内容	①パイオインキュベーション施設のマスターリース契約期間が令和5年9月末で終了するため、10月以降も入居者が安定的、継続的にインキュベーション活動が行えるよう、契約期間終了後のあり方について、国、府及び市の3者で協議を行う。 ②彩都東部地区の区画整理事業の実施にあたり、彩都パイオインキュベーション施設の入居者が市内で継続的に企業活動が行えるよう、大阪府をはじめ彩都建設推進協議会を構成する民間事業者と連携・協力し、事業用地の確保に向けた取組を進める。	方向性	
			R2	拡充
			R3	継続
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			
15	事業名	5-1-5 支援方策検討会による就労後のフォローアップ協議	担当課	
	目的	支援対象者の就労後における中・長期的なフォローアップについて、各機関の役割分担や有効な支援方策について協議を行い、支援対象者の自立支援に寄与する。	人権・男女共生課	
	内容	・就労支援対象者が就職した後も、センター総合相談等に誘導し、継続的な関係構築を行う。 ・支援方策検討会による各機関の情報共有、支援方策を検討。対象者の就労継続に関する課題や困り事を早期に把握し、相談・支援を行っていく。	方向性	
			R2	継続
			R3	拡充
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			
16	事業名	5-1-5 就職サポート事業 能力開発講座	担当課	
	目的	働く意欲がありながら就労を実現できない方の就労の実現を図るため、働くにあたり必要な知識や技能の習得を支援する。	商工労政課	
	内容	能力開発講座を拡充し、育児・介護・障害等様々な制約により外で働くことが困難な方を対象に、在宅ワーク（自営型テレワーク）に必要な知識の修得ができる講座を開催する。	方向性	
			R2	継続
			R3	拡充
			R4	継続
R5	継続			
R6	継続			

2 新規・拡充事業等

17	事業名	5-1-6 雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発事業 働き方改革の推進	担当課	
	目的	セミナーの開催やリーフレットの作成・配布等の啓発活動等により、働き方改革を推進し、健全な雇用関係の確立及び働きやすい職場環境の実現を図る。	商工労政課	
			方向性	
	内容	働き方改革関連法については、従来から実施しているセミナーのテーマにするとともに、様々な機会を活用し、国・関係機関等が作成したリーフレットを配布することにより、勤労者をはじめとする多くの方への周知を図る。また、働き方改革の実践につながる事業の検討を進める。	R2	継続
			R3	拡充
			R4	拡充
R5			継続	
		R6	継続	

1 施策の概要

1	施策	5-2	地域特性をいかした計画的な都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	<p>広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、限られた資源を有効に活用し、省エネルギー型の都市をめざすとともに、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えた都市づくりを進め、活力と魅力の増進に取り組みます。</p>	
4	取組	5-2-1	計画的な都市基盤整備や市街地整備
		5-2-2	彩都の都市づくり
		5-2-3	適切な開発や建築物・土地利用の誘導

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-2-1	幹線道路沿道土地利用	担当課		
	目的	<p>広域幹線道路沿道の市街化調整区域において、地権者等とともに幹線沿道にふさわしい土地利用を進め、地域のにぎわいづくりや活性化といった課題解決を図る。</p>			都市政策課	
	内容	要綱に基づき補助金を交付する。			方向性	
					R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
R5	完了					
R6						
2	事業名	5-2-2	彩都建設推進事業	担当課		
	目的	<p>大阪の活性化・発展に向けて、大阪府、茨木・箕面市、都市再生機構、民間事業者、経済団体、大学、研究機関、公益団体などの産学官が連携して、魅力と活力ある複合機能都市「彩都」の形成に取り組む。</p>			北部整備推進課	
	内容	<p>彩都西部地区における交番の設置について要望を行う。 彩都東部地区の残エリアの事業化に向けた取組への支援を行う。 彩都東部地区C区域の事業推進への支援を行う。</p>			方向性	
					R2	継続
					R3	拡充
					R4	継続
R5	継続					
R6	継続					

1 施策の概要

1	施策	5-3	良好で住みよい都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	   	
3	施策の方向性	<p>市民、事業者等による開発や施設の管理が良好な環境を形成することを基本に、住みよいまちを創るため、計画の共有、ルール作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行うほか、低炭素型で誰にもやさしい福祉のまちづくり、緑地の適正な保全と緑化を推進し、みどりをいかしたるおいのある環境づくりを進めるとともに、安全で快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。また、今後も増加すると懸念される空家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。</p>	
4	取組	5-3-1	快適で良好な住環境の形成
		5-3-2	都市におけるみどりの形成
		5-3-3	良好な景観の保全と創造
		5-3-4	良好な住宅ストックの形成
		5-3-5	危険家屋・老朽マンション対策
		5-3-6	公的住宅の改善・充実

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ソフト）	担当課
	目的	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、旅客施設や病院、福祉施設など高齢者や障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。</p>		道路交通課
	内容	<p>バリアフリー基本構想に基づく各種取組の進行管理を行う。</p>		方向性 R2 継続 R3 継続 R4 継続 R5 継続 R6 継続
2	事業名	5-3-1	バリアフリー化推進事業（ハード）	担当課
	目的	<p>バリアフリー基本構想及び特定事業計画に基づき、重点整備地区の道路などのバリアフリー化に取り組む。</p>		道路交通課
	内容	<p>生活関連経路の工事を行う。（市道松下町西穂積線ほか）</p>		方向性 R2 継続 R3 継続 R4 継続 R5 継続 R6 継続
3	事業名	5-3-2	元茨木川緑地リ・デザイン事業	担当課
	目的	<p>元茨木川緑地が身近で安全な空間と快適な環境を確保するため、市民、学識経験者、造園の専門家等と協働して樹木や施設等の更新を進めるとともに、市民参加による維持管理運営及び活用プログラムの構築に取り組む。</p>		公園緑地課
	内容	<p>①活動・文化を育む仕組みづくりとして、リ・デザイン計画を推進する市民参加の仕組みの基盤づくりを進める。 ②植栽環境の健全化として、樹木調査及び植栽管理ガイドラインを作成する。 ③利活用空間の創出として、先行的に整備を進める箇所の基本計画図を作成する。</p>		方向性 R2 拡充 R3 拡充 R4 継続 R5 継続 R6 継続
4	事業名	5-3-2	さくらまつり実施事業	担当課
	目的	<p>「元茨木川緑地リ・デザイン」の一環として、民間事業者による自由な発想を活用し、市民活動団体や市内の学生の活動発表の場、市内飲料団体による花見客へのサービスの提供など新たな魅力の展開となる催しを実施することで活動人口の増加を促進する。</p>		公園緑地課
	内容	<p>①市民活動や市民主体の催しの場としての活用を関係課と進める。 ②周辺住民に配慮し改善して実施する。 ③自然な状態で桜を楽しめるよう改善していく。</p>		方向性 R2 縮小 R3 継続 R4 継続 R5 継続 R6 継続

2 新規・拡充事業等

5	事業名	5-3-2 若園公園バラ園再整備事業	担当課	
	目的	令和元年度をもってバラ園の苗木の更新、施設の改修を完了するが、改装されたバラ園を市民に一層活用してもらう。	公園緑地課	
	内容	改装された、バラ園内のイベントスペースを市民に幅広く開放し活用してもらうとともに、バラ鑑賞への集客効果を高め、相乗効果を図る。	方向性	
			R2	縮小
			R3	継続
R4			継続	
6	事業名	5-3-2 公園再整備事業	担当課	
目的	子どもや高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる場を提供することにより、地域の活性化を図るものであり、長寿命化計画および遊具の安全点検結果をもとに地域のニーズにマッチした遊具・公園への再整備を進めていく。	公園緑地課		
内容	①公園再整備を行う。(3～5か所程度) ②実施設計を行う。 ※喫緊の課題であった老朽化した大型木製遊具の更新については令和元年度に概成。今後は事業費は縮小となるが市民ニーズも高いことから事業を継続する。	方向性		
		R2	縮小	
		R3	継続	
		R4	継続	
		R5	継続	
7	事業名	5-3-3 中心市街地等における景観形成の推進について	担当課	
目的	市中心部の魅力向上や賑わい形成を図り、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組みを行う。	都市政策課		
内容	中心市街地における東西軸の公共空間において、賑わいが生まれる質の高いデザインを目指すため、デザインガイドライン策定と景観計画見直しを行い取組みを進める。また、歴史・文化的景観を継承し、その地域特性を活かした魅力あるまちづくりを図るため、歴史・文化的価値のある町屋の保存と活用を検討する。 屋外広告物条例については、景観に配慮した屋外広告物の誘導を図るため、本市独自の屋外広告物条例制定に向けて取組む。	方向性		
		R2	新規	
		R3	継続	
		R4	継続	
		R5	完了	
8	事業名	5-3-4 居住施策の推進	担当課	
目的	住まいの維持に関する知識や関心を高め、適時適切な修繕やリフォームの実施により、質の高い住まいの持続や暮らしやすさの向上につなげる。	居住政策課		
内容	住まいの維持管理に役立つ情報を収集するとともに、見やすいホームページの作成をはじめとした効果的な周知方法を検討し、啓発を行う。	方向性		
		R2	新規	
		R3	継続	
		R4	継続	
		R5	継続	
9	事業名	5-3-4 住宅セーフティネットの体制構築	担当課	
目的	住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けて、不動産会社等への啓発を行う。また、住まいの確保にあたっては、既存の居住支援法人の活用と並行して、福祉部局と連携のうえ、市内における新たな入居支援の担い手を検討する。	居住政策課		
内容	不動産関係団体への協力依頼や事業者個別訪問により、住宅セーフティネット制度の普及啓発を図る。また、既存の居住支援法人の活用が進むよう情報提供を行うとともに、新たな入居支援の担い手について検討を進める。	方向性		
		R2	新規	
		R3	継続	
		R4	継続	
		R5	継続	
10	事業名	5-3-4 分譲マンションの主体的な維持管理の推進	担当課	
目的	分譲マンションの管理組合との連絡体制を構築し、管理組合による主体的な維持管理を推進する。	居住政策課		
内容	分譲マンションの管理状況や課題を把握するため実態調査を実施する。 また、各種セミナーや相談会の開催、I'mネット(いばらきマンション管理組合ネットワーク)との連携により管理組合や区分所有者へ情報提供を行う。	方向性		
		R2	拡充	
		R3	継続	
		R4	継続	
		R5	継続	
			R6	継続

2 新規・拡充事業等

11	事業名	5-3-6 市営住宅長寿命化計画	担当課	
	目的	市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保しつつ、維持管理費の削減や事業量の平準化を行い、適切な管理・運営や補助金を活用し工事を実施する。	建築課	
			方向性	
	内容	市営住宅の長寿命化を図るため、予防保全的な観点から、外壁改修、屋上防水や給排水設備などの修繕や改修工事を行う。	R2	新規
			R3	継続
			R4	完了
R5				
		R6		

1 施策の概要

1	施策	5-4	時代の変化に対応した官民連携による都市づくりを推進する
2	対応するSDGs	  	
3	施策の方向性	将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。また、まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。	
4	取組	5-4-1	生活を支える拠点・ネットワークの整備・充実
		5-4-2	魅力ある中心市街地（市民会館跡地エリア・駅周辺等）の整備
		5-4-3	J R・阪急総持寺駅をいかした都市づくり
		5-4-4	北部地域の魅力向上
		5-4-5	官民連携によるまちづくりの推進

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-4-1	阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業	担当課		
	目的	市の玄関口である西口駅前周辺において、交通結節点の機能強化とともに、多くの市民が集える空間として、活性化を図り、魅力あるまちづくりの実現を図る。				
	内容	令和2年度末の都市計画決定に向け取組む。又、都市計画決定後の事業計画認可、権利変換計画認可の取得を経て、早期着手を目指し西口駅前周辺の魅力あるまちづくりの実現に向けた取組を行う。			市街地新生課	
					方向性	
					R2	継続
					R3	継続
R4	継続					
R5	継続					
R6	継続					
2	事業名	5-4-1	JR茨木駅西口駅前周辺整備事業	担当課		
	目的	市の玄関口である西口駅前周辺において、交通結節点の機能強化とともに、多くの市民が集える空間として、活性化を図り、魅力あるまちづくりの実現を図る。				
	内容	西口駅前における公共交通等の交通体系を踏まえ、当地区のまちづくりの基本計画の作成、民間活力の導入、将来イメージの作成等を行い、関係権利者、市民等と共有を図りながら、再整備計画案の作成に向けた協議・検討を行う。			市街地新生課	
					方向性	
					R2	継続
					R3	継続
R4	継続					
R5	継続					
R6	継続					
3	事業名	5-4-2	「育てる広場」事業	担当課		
	目的	暫定広場を使った社会実験や、市民企画によるプレ事業など、さまざまな「参加」の機会を設け、まちづくりの担い手発見や、「育てる広場」実現に向けた機運の持続と期待感醸成を図る。				
	内容	①市民会館跡地を活用した暫定広場において、市民と行政が一緒に、「つかう」と「つくる」を繰り返し、多様な人が「つながり」を持ちながら育てていく広場をめざす社会実験を行う。(R2~R5) ②令和5年秋のIBALAB広場に予定している施設・広場の完成に向け、市民企画によるプレ事業及び開館事業などを実施する。(R4~R5)			市民会館跡地活用推進課	
					方向性	
					R2	新規
					R3	継続
R4	継続					
R5	継続					
R6	継続					
4	事業名	5-4-2	市民会館跡地エリア整備事業（ソフト）	担当課		
	目的	図書館、ホール、広場等の管理運営のほか、市民参加の仕組み等を検討することで、跡地エリアにおける各機能の相乗効果発現を図る。また、敷地C、Dの整備について、計画策定を行う。				
	内容	①新施設や広場を運営する上で必要となる管理運営の手法や、組織体制、今後の事業展開等を検討し、管理運営計画を策定するとともに、敷地C・Dの最適な整備手法の検討材料とするため、PPP手法についての導入調査を実施する。(R1~R2) ②令和2年度実施の調査結果を踏まえ、敷地C、D整備基本計画を策定する。(R3)			市民会館跡地活用推進課	
					方向性	
					R2	新規
					R3	継続
R4	継続					
R5	完了					
R6						

2 新規・拡充事業等

5	事業名	5-4-2 市民会館跡地エリア整備事業（ハード）	担当課	
	目的	「育てる広場」のキーコンセプトに基づき、新施設及び広場の整備を行い、市民にとっての新たな心の中心地とする。 また、第二期エリアとして敷地C、Dの整備を行い、跡地エリア全体が、人が移動・滞留・回遊し、にぎわい、憩いの起点となるエリアとする。	市民会館跡地活用推進課 方向性	
	内容	①市民会館跡地を活用した暫定広場の整備を行う。（R1～R2） ②新施設整備予定地内の国有地を購入する。（R2） ③新施設及び広場の設計・施工業務を行う。（R2～R5） ④新施設完成後、福祉文化会館の解体及び敷地C、Dの整備工事を行う。（R6～）	R2	継続
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	継続			
6	事業名	5-4-2 茨木市中心市街地活性化基本計画事業実施支援事業	担当課	
	目的	茨木市中心市街地活性化基本計画に記載した主たる事業を担う市出資のまちづくり会社の事業実施等を支援することにより、本市中心市街地の活性化を図る。	市街地新生課 方向性	
	内容	本計画に掲げる道路占用特例の活用による「道路空間活用事業」や「店舗誘致事業」等の実施主体となるFICベース株式会社の初動期の事業実施や運営等に対する支援を行う。	R2	拡充
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	継続			
7	事業名	5-4-2 茨木市中心市街地活性化基本計画管理事業	担当課	
	目的	本市中心市街地の活性化に向け策定する基本計画記載の事業実施による効果等の検証を行い、後年度事業への施策展開を図る。	市街地新生課 方向性	
	内容	本計画に掲げる目標指標の達成状況を把握するとともに、事業実施による効果等の検証ならびにフォローアップを行う。	R2	新規
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	継続			
8	事業名	5-4-3 JR総持寺駅周辺整備事業	担当課	
	目的	JR総持寺駅の開業を受け、利用者の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図るため、駅前周辺道路等の整備を行う。	道路交通課 方向性	
	内容	庄中央線及び総持寺駅前線の整備等を行う。	R2	継続
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	完了			
9	事業名	5-4-3 阪急総持寺駅西口駅前交通広場整備事業	担当課	
	目的	平成30年春に開業したJR総持寺駅の整備効果をより活かすため、阪急総持寺駅西口に駅前交通広場を整備することにより、総持寺地域の交通利便性の向上と都市機能の充実・強化を図る。	道路交通課 方向性	
	内容	阪急総持寺駅西口駅前交通広場事業地内の建物等の物件調査を委託して実施する。	R2	継続
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	完了			
10	事業名	5-4-4 ダム周辺整備事業	担当課	
	目的	ダム完成後の周辺の魅力向上につながる整備を実施するための取り組みを進める。	北部整備推進課 方向性	
	内容	民間事業者公募・決定をする。 安威川ダム周辺整備基本計画の策定をする。 安威川ダム周辺整備事業に係る用地の買収と基盤の造成を行い、公園の開設をする。 ダムサイト周辺遊歩道の整備を行う。	R2	拡充
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
R6	継続			

2 新規・拡充事業等

11	事業名	5-4-4 いばきたデザインプロジェクト	担当課	
	目的	「山とまちをつなぐ」をテーマに活動(関係)人口の増加を図る。	北部整備推進課	
			方向性	
	内容	地域・組織とともに課題や魅力を見つめなおし、課題解決へ向けたプロセスのデザイン・地域等の主体的な活動の促進・取組みの経過を市内外の方々にプロモーションする。	R2	継続
			R3	継続
			R4	継続
R5			継続	
		R6	継続	

1 施策の概要

1	施策	5-5	暮らしと産業を支える交通を充実させる
2	対応するSDGs		
3	施策の方向性	国土軸に位置する優位性をさらにかしていくとともに、平成25年度に策定した総合交通戦略に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。	
4	取組	5-5-1	公共交通の維持・充実
		5-5-2	道路整備の推進
		5-5-3	駐車場・駐輪場の充実
		5-5-4	歩行者、自転車利用環境の整備
		5-5-5	交通安全対策の推進

2 新規・拡充事業等

1	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ソフト）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、積極的な利用を促すとともに、社会実験等を行いながら、地域の実情に合った交通手段を検討する。			道路交通課	
	内容	バス事業者を対象に、地域バス路線維持費補助金の交付を行う。			方向性	
					R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
2	事業名	5-5-1	茨木市総合交通戦略事業	担当課		
	目的	本市にふさわしい交通のあり方の実現に向け、市民、交通事業者、関係機関など多様な主体との協働により、計画的に交通施策を推進する。			道路交通課	
	内容	①計画の進行管理 ②計画に位置付けられている中期施策の実施（必要に応じ、見直した施策の実施）			方向性	
					R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
R5					廃止	
R6						
3	事業名	5-5-1	公共交通対策事業（ハード）	担当課		
	目的	持続可能な公共交通サービスを確保するため、鉄道利用者の安全確保を目的に、鉄道駅における可動式ホーム柵等の整備を促進する。			道路交通課	
	内容	鉄道駅可動式ホーム柵の整備に対して補助金の交付を行う。			方向性	
					R2	継続
					R3	継続
					R4	完了
R5						
R6						
4	事業名	5-5-2	道路新設・改良事業（補助分）	担当課		
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、国からの補助採択を受けて、用地買収、歩道整備や車道の拡幅及び交差点改良を行う。			道路交通課	
	内容	宿久庄二丁目安威一丁目線及び天王一丁目沢良宜西二丁目線の整備を行う。			方向性	
					R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					完了	
R6						

2 新規・拡充事業等

5	事業名	5-5-2	道路新設・改良事業（単独分）	担当課		
	目的	歩行者、自転車等の通行の安全や渋滞の解消等、円滑で快適な交通の流れを確保するため、市の単独事業として現道に沿って歩道及び車道の拡幅整備を行う。			道路交通課	
					方向性	
	内容	沢良宜西一丁目玉島台線、沢良宜西四丁目地区内線及び上穂東町4号線の整備を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	完了
R5						
R6						
6	事業名	5-5-2	橋梁新設改良事業	担当課		
	目的	橋梁耐震診断の結果を基に、補強・補修をすることにより、地震発生時における安全を確保するとともに、老朽化橋梁の架け替えや改良を実施する。			道路交通課	
					方向性	
	内容	野々宮3号線（あけぼの橋）の整備を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
7	事業名	5-5-2	道路維持事業	担当課		
	目的	現状道路の維持管理を適切に実施するため道路構造物の整備を積極的に推進するとともに、清掃、除草等を実施するもの。			道路交通課	
					方向性	
	内容	年次計画に基づき、道路構造物の維持補修を行うとともに、要望等に応じてその都度、対応を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
8	事業名	5-5-2	道路舗装事業	担当課		
	目的	比較的交通量の多い主要道路の舗装を各種調査に基づき、打ち替え等を行うもの。			道路交通課	
					方向性	
	内容	松沢池南線（ほか2路線）の舗装打ち替え等を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
9	事業名	5-5-2	新名神周辺道路等整備事業	担当課		
	目的	新名神高速道路の供用開始に伴い通過交通が増加するため、新名神関連事業として市道の拡幅を行い、歩行者、車両等の安全を確保する。			道路交通課	
					方向性	
	内容	泉原千提寺線等の整備を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
10	事業名	5-5-2	道路簡易舗装事業	担当課		
	目的	生活道路等の舗装について打ち替え、補修などを現地調査に基づき行うもの。			道路交通課	
					方向性	
	内容	現地調査や要望等に応じて、傷んだ舗装の打ち換え等を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					

2 新規・拡充事業等

11	事業名	5-5-2	橋梁維持事業	担当課	
	目的	本市管理橋梁について、橋梁を常に健全な状態に保つことで、歩行者及び車輛の通行の安全を確保するとともに、予防保全による計画的修繕（長寿命化修繕）の実施により、リコストの縮減を図る。		道路交通課	
	内容	市管理橋梁の法定点検と、個別施設計画に基づき必要な維持補修工事を行う。		方向性	
				R2	継続
				R3	継続
				R4	継続
12	事業名	5-5-3	駐車場需要予測調査	担当課	
	目的	市内における駐車場の需要予測を行い、必要な台数をふまえて適正な配置や台数を検討する。		建設管理課	
	内容	将来の需要予測による収容台数等を検討する。		方向性	
				R2	完了
				R3	
				R4	
13	事業名	5-5-3	モノレール駅自転車駐車場の駐車台数の拡充	担当課	
	目的	放置自転車を駐車場へ誘導・整理し、定期利用者の待機を無くすとともに駅前広場の美観を改善する。		建設管理課	
	内容	駅周辺における放置自転車対策を推進するため、モノレール彩都西駅・豊川駅自転車駐車場の駐車台数を拡充する。		方向性	
				R2	完了
				R3	
				R4	
14	事業名	5-5-4	自転車利用環境整備事業	担当課	
	目的	安全で快適な自転車利用環境の実現を目的に自転車利用環境整備計画に基づいた整備を行う。		道路交通課	
	内容	優先整備対象路線（市道田中町西河原線ほか）の整備を行う。		方向性	
				R2	継続
				R3	継続
				R4	継続
15	事業名	5-5-5	交通安全対策事業	担当課	
	目的	交通事故の撲滅や無秩序なめいわく駐車・違法駐車等の排除を図るため、交通安全教室等を実施するとともに、交通事故を防止し、公共交通による移動支援を促すことを目的とした補助を行う。		道路交通課	
	内容	①交通安全教室を実施する。 ②「交通事故をなくす運動」茨木推進本部に対して交付金の交付を行う。 ③茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業を推進する。		方向性	
				R2	拡充
				R3	継続
				R4	継続
16	事業名	5-5-5	歩道設置事業	担当課	
	目的	歩行者等の安全確保やバリアフリー化を推進するため、通学路になっている市道において歩道を整備するとともに、歩道の段差解消や改良を行う。		道路交通課	
	内容	歩道段差の改良工事、横断歩道の新設工事、通学路カラー舗装を実施する。		方向性	
				R2	拡充
				R3	継続
				R4	継続
				R5	継続
				R6	継続

2 新規・拡充事業等

17	事業名	5-5-5	交通安全施設整備事業	担当課		
	目的	道路の安全性向上を図るため、市道及び市管理道路において安全施設（カーブミラー、横断防止柵、ガードレール、車止め等）を整備する。			道路交通課	
					方向性	
	内容	市道及び市管理道路において安全施設の整備を行う。			R2	継続
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					
18	事業名	5-5-5	交通安全施設維持管理事業	担当課		
	目的	市道及び市管理道路において設置されている道路の安全施設（カーブミラー、横断防止柵等）の維持管理を行うとともに、交通量を調査し、道路改良工事における資料として活用する。			道路交通課	
					方向性	
	内容	交通安全施設の修繕及び交通量の調査を行う。			R2	拡充
					R3	継続
					R4	継続
R5					継続	
R6	継続					